

広島市あんしん電話設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あんしん電話を整備することにより、高齢者及び重度身体障害者の不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって高齢者及び障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施の方法)

第2条 あんしん電話設置事業は、民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **緊急通報機器** 次に掲げる機能を全て有する、固定型又は携帯型の機器をいう。
 - ア 緊急時に機器本体又はペンダント型発信器の緊急通報ボタンを押すことにより、電話相談センターに通報することが可能な機能
 - イ 通報時に発信者側が受話器をとらなくても会話ができるハンズフリー機能
 - ウ その他必要と認められる機能
- (2) **電話相談センター** 緊急通報を受信する機器を備え、通報者の求めに応じ、近隣等に住んでいる緊急通報協力員（以下「協力員」という。）又は消防局等への連絡、必要時の利用者宅への駆け付け（電話相談センター以外から駆け付ける場合を含む。）、定期的な声かけを行うとともに、各種相談に応じる施設をいう。
- (3) **あんしん電話** 緊急通報機器により電話相談センターに通報することにより、速やかに、対象者への援助・救助を行うシステムをいう。
- (4) **高齢者** おおむね65歳以上の者をいう。
- (5) **重度身体障害者** 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち、その障害の程度が1級又は2級に該当する者をいう。

(利用対象者等)

第4条 あんしん電話の利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で緊急通報機器を正しく操作することができるものとする。なお、設置台数は、1世帯につき1台に限る。

- (1) 病弱等のため日常生活において特に注意を要する高齢者（以下「病弱な高齢者」という。）又は重度身体障害者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 前号に規定する世帯に準ずる世帯として、広島市あんしん電話設置事業実施要領に規定する世帯に属する病弱な高齢者又は重度身体障害者

(申請)

第5条 利用対象者は、あんしん電話を利用しようとするときは、その住所地を所管する区役所厚生部福祉課（以下「福祉課」という。）に所定の承認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、原則として協力員2名を確保しなければならない。

(決定)

第6条 福祉課長は、申請書を受理したときは、当該申請書を提出した利用対象者（以下「申請者」という。）の生活の状況等を調査した上で、あんしん電話の利用の適否を審査し、予算の範囲内で承認又は不承認の決定をする。

- 2 福祉課長は、前項の規定によりあんしん電話の利用を承認する旨の決定（以下「承認決定」という。）をしたときは、健康福祉局の高齢福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）又は障害福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）の長へ通知する。
- 3 高齢福祉課長又は障害福祉課長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、申請書の記載事項を登録し、及び福祉課長にその旨を連絡する。
- 4 福祉課長は、前項の規定による連絡を受けたときは、直ちに、申請者に対し、承認決定をした旨を通知する。
- 5 第1項の規定により不承認の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(利用者の義務)

第7条 承認決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自らの急病等の緊急時において、通常の電話操作が困難な場合以外には、固定型緊急通報機器の緊急通報ボタンを押してはならないこと。なお、相談ボタンはこの限りではない。
- (2) 固定型緊急通報機器に火災センサー等の付加機能を設定する等機器又は電話の現状を変更しないこと。ただし、市の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 利用者の居宅の鍵を協力員に預け、又は鍵を管理する者（以下「鍵管理者」という。）1名を原則として指定しておくこと。
- (4) 緊急時において、協力員、消防局の職員又は電話相談センターから派遣された要員等がやむを得ない理由により、居宅のドア、窓を破壊した場合及び救急搬送後の居宅において損害が発生した場合に、協力員、消防局、事業者及び広島市に対し責任を問わないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、書面により、速やかに、福祉課に届出を行うこと。
 - ア 利用者の氏名、住所及び電話番号に変更があったとき。
 - イ 協力員、連絡先となる近親者及び鍵管理者の氏名、住所又は電話番号に変更があったとき。
 - ウ その他申請書に記載した事項に変更があったとき。
 - エ あんしん電話の利用を止めるとき。
 - オ 利用する緊急通報機器の種類を変更するとき。
- (6) 利用の決定等市からの通知を協力員等に伝えること。
- (7) 緊急通報機器が正常に作動するよう、事業者による保守点検に協力すること。
- (8) 緊急通報機器を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供し、又はその現状を変更しないこと。

(協力員)

第8条 協力員は、原則として、利用者宅の近隣に居住し、かつ、緊急時において直ちに利用者宅に駆けつけることができる者とする。

- 2 協力員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 緊急通報を受けた場合に、利用者の安否の確認を行い、必要な措置をとるとともに近親者等へ連絡すること。
 - (2) この事業での活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。協力員でなくなった場合も同様とする。
 - (3) 利用者の死亡等異動が生じたことを知ったときは、速やかに、届け出ること。

- (4) 利用者の居宅の鍵の管理を行うこと、又は鍵管理者との密接な連携を保つとともに、緊急時の利用者の居宅の管理を行うこと。
- (5) その他事業の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

(利用者の異動等)

第9条 利用者等からの異動の届出又は連絡等があったときは、福祉課長は、申請等の手続に準じ、事務を行う。

(利用者の状況の把握)

第10条 利用者の状況等を把握するため、事業者、福祉課及び高齢福祉課又は障害福祉課は、緊密な連携を図る体制を整備し、適宜、情報交換を行う。

(費用負担等)

第11条 利用者及び市の費用の負担は、別表に定めるとおりとし、各々はその負担分を直接事業者に納める。

(承認決定の取消等)

第12条 福祉課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、承認決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第7条（第5号エを除く。）の規定に違反したとき。
- (3) 第8条第2項を遵守する協力員を確保できなくなったとき（同条に規定する遵守事項を協力員が守らないときも含む。）
- (4) 虚偽の申請によって、承認決定を受けたとき。
- (5) 別表に定める利用者負担分を支払わないとき。
- (6) 社会福祉施設等に入所したとき。
- (7) その他、市長があんしん電話の利用が適当でないと認めたとき。

2 福祉課長は前項の規定により承認決定を取り消したときは、利用者及び高齢福祉課長又は障害福祉課長にその旨を通知する。

3 第1項の規定により承認決定が取り消された場合において、利用者は、速やかに、緊急通報機器を返還しなければならない。この場合において、解除後の使用料等（同項第5号の規定により承認決定が取り消されたときは、同号の利用者負担に係る金額を含む。）は、利用者の負担とする。

(委任規定)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 平成25年7月31日において現にこの要綱第11条第1項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）による生活扶助基準の改正に伴い同年8月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成26年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなし、別表中生活保護受給世帯及び支援給付受給世帯に属する者の区分に該当するものとして同条同項の規定を適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 4 平成26年3月31日において現にこの要綱第11条第1項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第136号）による生活扶助基準の改正に伴い同年4月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成27年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなし、別表中生活保護受給世帯及び支援給付受給世帯に属する者の区分に該当するものとして同条同項の規定を適用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 6 平成27年3月31日において現にこの要綱第11条第1項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第227号）による生活扶助基準の改正に伴い同年4月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成28年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなし、別表中生活保護受給世帯及び支援給付受給世帯に属する者の区分に該当するものとして同条同項の規定を適用する。
- 7 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 8 平成30年9月30日において現にこの要綱第11条第1項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による生活扶助基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成31年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなし、別表中生活保護法による被保護世帯及び支援給付受給世帯に属するものの利用者世帯の階層区分に該当するものとして同条同項の規定を適用する。
- 9 前項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 10 令和元年9月30日において現にこの要綱第11条第1項の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第66号）による生活扶助基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和2年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなし、別表中生活保護法による被保護世帯及び支援給付受給世帯に属するものの利用者世帯の階層区分に該当するものとして同条同項の規定を適用する。
- 11 前項の規定にかかわらず、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

- 1 2 令和2年9月30日において現にこの要綱第11条の規定の適用を受けていた者であつて、生活保護法による保護の基準及び生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示（令和2年8月27日厚生労働省告示第302号）による生活保護基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和3年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条の規定を適用する。
- 1 3 前項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活保護基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月から6月末までに申請を行った高齢者で、前年分の所得税を課せられていない世帯に属する場合においては、第6条第1項の規定にかかわらず、利用者が電話を設置しているときは緊急通報機器を、設置していないときは緊急通報機器及び電話を市が設置し、利用者に貸与することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、改正前の広島市あんしん電話設置事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第1項の規定により申請書を提出した緊急通報機器の貸与を受ける被貸与者の緊急通報機器の設置に係る工事料及び旧要綱第8条第6号の規定により届出書を提出した被貸与者の緊急通報機器の通報先変更、移転又は撤去に係る工事料については、改正後の広島市あんしん電話設置事業実施要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 平成18年6月30日までにあんしん電話の利用の申請を行った高齢者で、同日において平成17年度の市民税を課せられていない世帯に属していたものは、この要綱の施行の日から平成20年3月31日までの間、改正後の第6条第1項に規定する低所得世帯に属する者

とみなす。ただし、当該者が平成17年度から引き続いて市民税を課せられている者を含む世帯に属するに至ったときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、改正前の広島市あんしん電話設置事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）により緊急通報機器の貸与を受けた者については、電話相談センターへ通報可能な機器が設置されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし第4条については、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	利用者負担分	市負担分
生活保護 受給世帯 及び支援 給付受給 世帯に属 する者	(1) 利用者の責による場合の緊急通報機器の修繕料	(1) アからウまでに掲げる費用の合計額 ア 緊急通報機器の使用料 イ 緊急通報機器の保守料 ウ 緊急通報機器の設置、移転又は撤去に係る工事料
低所得世帯に属する者	(1) アからウまでに掲げる費用の合計額の1割の額 ア 緊急通報機器の使用料 イ 緊急通報機器の保守料 ウ 緊急通報機器の設置、移転又は撤去に係る工事料 (2) 利用者の責による場合の緊急通報機器の修繕料	(1) アからウまでに掲げる費用の合計額の9割の額 ア 緊急通報機器の使用料 イ 緊急通報機器の保守料 ウ 緊急通報機器の設置、移転又は撤去に係る工事料
上記以外の者	(1) アからウまでに掲げる費用の合計額 ア 緊急通報機器の使用料 イ 緊急通報機器の保守料 ウ 緊急通報機器の設置、移転又は撤去に係る工事料 (2) 利用者の責による場合の緊急通報機器の修繕料	なし
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯とは、利用者が生活保護法による保護を受けている世帯をいう。 2 支援給付受給世帯とは、利用者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている世帯をいう 3 低所得世帯とは利用者の属する世帯の全員が原則として当該年度分（利用月が4月及び5月の場合にあつては前年度分）の市民税を課せられていない世帯をいう。 4 利用者負担分の計算において、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。 5 市負担分の計算において、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 		